

**平成20年度
予算編成における重点施策の要望書**

長野市議会

**市民ネット／池田 清・布目裕喜雄
無所属／丸山香里・寺沢小百合**

目 次

は じ め に.....	1
総 務 部 関 係.....	1
企 画 政 策 部 関 係.....	1
財 政 部 関 係.....	2
行政改革推進局関係.....	2
生 活 部 関 係.....	3
保 健 福 祉 部 関 係.....	3
環 境 部 関 係.....	5
産 業 振 興 部 関 係.....	5
建 設 部 関 係.....	6
都 市 整 備 部 関 係.....	7
教 育 委 員 会 関 係.....	8
水 道 局 関 係.....	9
防 災 及 び 消 防 局 関 係.....	9

* マーカー部分は重点項目

はじめに

厳しい財政状況の下、更なる行財政改革が求められています。効率的で簡素な行政機構の構築は喫緊の重要課題です。一方で多様化、高度化する市民サービスの要求に量的に、また質的にどのように応じていくのか市民との協働の本質が問われる今日でもあります。

わたしたち市民ネット2名と無所属議員2名は、ここに共同で平成20年度予算編成にあたり、様々な格差をなくし、市民が明るく豊かに安心して住める地域づくりを求めて、市行政全般にわたる重要事項の対応と予算措置を次の通り要望します。

総務部関係

1. 各種市民会議や移動市長室、出前講座など広く市民の声を反映させるとともに、情報サービス向上のため地上デジタル化に対応したテレビ受信体制と、市政・市議会情報を全戸に伝達できる体制を早急に確立し、地域間に情報格差を生じないように万全を期すこと。
2. 災害に際しては支所権限を強化し、市民に即応できる体制づくり、常に市民が安心して住める都市づくりに努めること。
3. 職場の仕事量に見合っただけで職員の確保に努めるとともにメンタルヘルス対策に万全を期すこと。
4. 個人情報保護条例の施行にあたっては、市民の「知る権利」と「個人情報を自己コントロールできる権利」を保障する見地に立つとともに、災害時等における救援救護活動のための個人情報の提供は、事前に本人の承諾のもとに柔軟な対応を図ること。
5. 「防犯まちづくり推進条例」の運用にあたっては、人権擁護の観点から慎重を期すとともに、防犯に関する自主的な活動に対する財政支援を拡充すること。
6. 耐震強度が不足している本庁第一庁舎については、老朽化の激しい市民会館との合築を基本に早急に対応策を打ち出すこと。

企画政策部関係

1. 都市内分権の推進のあり方については、審議会の答申だけでなく、市議会の意見を尊重して進めること。また、30地区に設置する「住民自治協議会」は地域の実情に即したものとなるよう議論に十分な時間をかけること。
また、財政支援を含め地域間に格差を生じることのないように万全を期す

こと。

2. 長野広域連合が運営している老人福祉施設の法人化については利用者をはじめ関係者の理解を得るための説明に十分な時間をかけること。
3. 公共交通網は都市インフラであるとの認識に立ち、総合的な交通体系や道路網づくりを確立し、積極的な交通安全対策を講じるとともに、市民の足を守り維持するために策定された「バス路線網再編基本計画」に基づいて実施計画を早期に策定し、着実な具体化を推進すること。
4. 疲弊する中山間地の公共交通の確保については、廃止代替バスの維持とともにデマンドタクシー運行等の補助を行うとともに利用促進について運行主体に助言を行うこと。
5. 北陸新幹線の金沢への延伸に伴う並行在来線の存続については、県や関係自治体と連携し対応策に万全を期すこと。
6. 地域の中で行政と住民の役割分担を精査し、地域での自立生活を支える新しいパートナーシップをつくるための「パートナーシップ条例」を制定すること。

財政部関係

1. 地方自治体財政充実強化のため自主財源の増大を図り、地方交付税の適正配分を確保するとともに、国の公共投資に伴う地方自治体の負担転嫁を避けるため、税源委譲を国に強く働きかけること。
2. 財政健全化法の4指標の基準設定の動向を注視するとともに健全財政の堅持に努めること。
3. 市税等の収納率を高め、滞納者対策を強化し、税や保険料等負担の公平を図ること。
4. 財政構造改革プログラムの実施にあたっては、市民サービスを低下させないよう特に留意すること。
5. 談合のない公明正大な入札制度に心がけ、随意契約を極力減らすとともにチェック体制を強化し、透明度を高めること。また、電子入札制度について導入に向けて検討すること。
6. 「まちづくりアンケート」の結果に見られるように「高齢者福祉サービスの充実」、「子育て支援と子どもが夢を持てる社会づくり」など市民要望に即した予算編成とすること。

行政改革推進局関係

1. 指定管理者制度の実施にあたっては、選定過程の情報開示を進め透明性を

高めるとともに、サービスの向上と雇用の確保に万全を期すこと。加えて地元事業者の活用と育成を図ること。

また、施行後1年以上経過した施設は検証を行うとともに情報を公開すること。

2. 「行政評価システム」は事務事業評価から施策評価、政策評価へと拡充するとともに、市民にわかりやすい情報開示に努め、また第三者評価制度と検証制度を導入すること。
3. 受益者負担の統一基準の策定については、急激な負担増とならないように慎重に対応すること。

生活部関係

1. 男女共同参画社会実現に向けて、各種審議会等の政策方針決定の場や区長会等地域社会活動の役員に一定割合で女性が参画するよう目標を数値化して取り組むこと。ファミリーサポートセンターの一層の充実、男女共同参画センターの相談機能と講座の充実を図るとともに、次世代のリーダーの育成に力を入れること。
2. 国民健康保険財政の安定的な運営に向けて、疾病予防・早期発見・適正受診等による医療費の適正化を図るとともに、収納率の向上に努めること。
3. 長野市民病院は、市民の医療ニーズに即応した良質で効率的な医療を安定的に提供するため、更なる診療体制及び診療機器の充実を図るとともに、インフォームドコンセントの徹底、医療過誤等の対策には万全を期すこと。
4. 不当請求や悪質な通信販売等による被害が急増している中、相談窓口の充実と市民への適切な情報提供等により消費者支援対策を推進すること。
5. 消費者基本法に基づく「長野市消費生活条例」を制定すること。
6. 市民法律相談については、希望者の増加に対応するため、相談回数を増やしたり、相談時間を延長するなどの充実策を講じること。
7. 松代地区に建設予定の新斎場については、地区住民の協力を得るため最大限の努力をして目標年次の供用をめざすこと。

保健福祉部関係

1. 市民と綿密に作り上げてきた地域福祉計画を都市内分権の大きな柱として位置づけ、策定が思うように進んでいない地域福祉活動計画をゼロから住民の声を積み上げていく方式でまとめ実施していくための支援を積極的に行っていくこと。
2. 児童館・児童センター・児童クラブと放課後子ども教室を一緒におこなう長

野市放課後子どもプランについて、利用者が混乱を招かないよう各地区の運営委員会と密に連携をとりながらプランの推進に取り組むこと。定員をはるかに超える児童が利用している施設があるが、子どもたちが安心して、安全に楽しく過ごせる環境づくりを行うとともに「待機児童」が出ないように施設整備を行うこと。また、厚生員の待遇改善を図ること。

3. 「こんにちは赤ちゃん事業」「育児支援家庭訪問事業」を創設し、児童虐待の予防につとめ、子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待防止対策の充実を図ること。また、実施までに家庭訪問をするスタッフへの研修を十分に行い、スタッフによって力量のバラツキがないように配慮すること。継続した研修を行うことにより、「ただ訪問しただけ」といわれない事業とすること。
4. 私立の保育園・幼稚園への助成を強化し、事業所内保育への運営費助成をはじめ、延長保育・夜間保育・障害児保育・乳児保育・一時保育、病後児保育等の保育ニーズを充実させること。
5. 市立保育園民営化に向けての混合保育がすすめられるが、保護者の不安を解消し安心して預けられるよう、また、子どもたちが安全に楽しく過ごせる環境の確保に努力すること。
6. 子ども広場・地域子育て支援センター等でおこなわれている「主体的な子育て」支援について、支援者の認識が共通となるように合同での研修会を定期的に行い、質の確保に努めること。
7. 子どもに関係する縦割りの部局を、生まれる前から青年期になるまで継続した支援を行える部局（子ども部局など）に横断的に再編し、一体化した施策を推進すること。
8. 子どもにとっての最善の利益を安定的に継続して保証するために、「子どもの権利条例」を制定すること。
9. 介護保険制度についてより一層の周知徹底と、現在は入所施設でのみ活動している介護保険相談員の養成を積極的に行い、地域でも相談ができる体制の構築に努めること。
10. 後期高齢者医療制度について「保険料負担の軽減」などの抜本的な見直しを国に対して働きかけること。
11. 障害者自立支援法の施行に伴う 1 割負担はサービス利用者に大きな負担になっている。この制度について応益負担の見直しを国に対して働きかけること。また、地域生活支援事業は実施主体が市であることから「だれもが当たり前にくらせるまち」をめざし、市単独の補助を増やしていくこと。
12. 「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」の理念に基づき、部落差別をはじめとするあらゆる差別の根絶に取り組むとともに、「人権侵害救済法」制定に向け積極的に取り組むこと。
13. 市民健康診断の各検診の受診率を向上させ、疾病の早期発見になお一層努めること。

14. 妊婦検診の助成制度を現在の2回から5回に引き上げること。また、休日に夫婦で参加でき好評な休日マタニティセミナーの回数を増やすなど妊娠期のお父さん・お母さんに対して支援の充実を図ること。
15. 全国的に深刻な産科医、小児科医不足に対しての対策を、関係機関と協議し確立すること。

環境部関係

1. 市民・事業者・行政により構成される「ながの環境パートナーシップ会議」の活動に環境管理課だけではなく関係各課の積極的な参加を促し、「アジェンダ21ながのー環境行動計画-」を具体的に推進すること。
2. 地球温暖化防止対策として、アイドリングストップの推進、クリーンエネルギーの利用促進、新エネルギーの推進、特に小水力発電や太陽光発電への補助金を増額すること。また、全国で進む「カーフリーデー」の取り組みを長野市でも具体化するとともに、実効性のあめマイカー利用抑制施策を推進すること。
3. 21年度から導入が検討されている家庭ごみ処理手数料有料化については慎重に対応すること。まずは、細分別収集やリサイクルの徹底、さらに学校給食センターの生ごみ堆肥化等、ごみの削減に努めること。
4. ごみ焼却施設建設については、建設予定地の住民に十分な説明を行うこと。

産業振興部関係<農林業>

1. 「中山間地域等直接支払制度」の一層の充実を図り、対象指定地域のすべての農地に適用させること。
2. 地域奨励作物支援事業の更なる普及に努め、遊休農地の拡大防止と農地の有効利用を図ること。
3. 設立された農業公社のもとで、後継者不足や過疎の進行による遊休荒廃農地の活用を抜本的に前進させること。
4. 実効性のある「地産地消・旬産旬消推進計画」を策定し、生産者と消費者に顔の見える関係づくり、地域内自給の向上を推進するとともに、食の安全の確立に向け指導監督体制を強化すること。
5. 都市部と農村地帯の交流（グリーン・ツーリズム）については、魅力ある農山村の体験内容及び県内外に向けた積極的なPR等の支援で参加者の拡大を図ること。
6. 多面的機能を有する森林を緑の社会資本と位置づけ、広く市民の理解と協力を得ながら、間伐等を集中的に進めること。

7. 深刻化する有害鳥獣被害に対し積極的な援助と指導を進めるとともに、野生動物と共存する集落（里山）づくりをめざすもこと。

産業振興部関係〈雇用・商工・観光〉

1. 中小零細企業に対する資金融資など、金融貸し渋りによる倒産などを未然に防止する対策を早急に確立するとともに、金融機関に対し融資条件の緩和、金融商品の周知を図るなど積極的に働きかけること。
2. 雇用の拡大・確保、情報提供、共同・協業化を図るなど積極的支援の具体化を図ること。特に若年労働者の雇用確保、フリーター・ニート対策を強化すること。
3. 県勤労者福祉センターの跡地について、元々が勤労者のための施設であったことを踏まえて有効活用を検討すること。
4. まちづくり3法の改正を踏まえ、市商業環境形成指針を厳正に施行するとともに、大型店の進出については、産業全体の調和ある発展、地域商店街の活性化の見地から土地利用を基本に対応すること。
5. 人口減少や少子高齢化社会の進展及び地球環境問題を踏まえ、車優先のまちづくりから人優先の安全安心の歩いて暮せる魅力的で賑わいあるコンパクトなまちづくりを進めること。
6. 工業団地については地理的特徴を生かし、積極的な地場産業の育成と企業誘致を図ること。
7. 情報発信都市としての性格を積極的に打ち出し、知的クラスター創生事業を踏まえ、情報・研究などのソフト産業の積極的な育成を図ること。
8. 1200万人観光交流推進プランや信州北回廊プロジェクト事業の推進を図るとともに、観光客拡大と滞在型観光への転換に向けた具体的な対策を講ずること。また、長野コンベンションビューローと連携し、多様なコンベンション誘致・開催を積極的に行い、より経済波及効果を高めるまちづくりを進めること。
9. 飯綱高原・戸隠・聖山パノラマの3スキー場については、存続を早期に見極め、対応を図ること。

建設部関係

1. 生活道路の確保・整備という観点から、市道・県道・国道の改良整備の促進を図ること。特に合併した中山間地の生活道路の整備を強力に進めること。また市街地においてはセル方式、トランジットモールの早期導入のための関連道路整備を計画的に進めること。

2. 拡幅、右折車線、ゼブラゾーンの増設等の道路部分改良をはじめ、歩道・自転車道の整備、段差の解消など、ユニバーサルデザインの観点から、人に優しい安全で快適な道路環境の改善を進めること。
3. 千曲川、犀川をはじめ、あらゆる河川の危険箇所について、早急な築堤、護岸、河床の整備など国、県への働きかけを一層強め、水害対策には万全を期すこと。また河川の改修、築堤にあたっては、水草や水辺の植生に配慮するとともに親水公園や桜堤など自然を活かした美しい景観を取り入れること。
4. 浅川流域の治水対策は、県と連携し流域住民の合意のもとに内水対策をはじめとする具体的な対応策を講じること。
5. 公共用地などの利用による遊水池の設置、貯留施設の建設、堪水排水機場の完備に努めること。また、雨水処理については、貯留タンクの普及、空浄化槽の活用などへの補助など指導とPRを行い、宅地内処理を積極的に行うこと。
6. 住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助事業を拡充し、住まいの安全度を高めること。
7. 老朽化した市営住宅の計画的な建替え事業を推進するとともに、高齢者・障害者が安心して居住できるバリアフリー化、三世帯同居住宅・ケア付住宅など市民要望に応えられる住宅建築および居住水準の向上を図ること。また、入居基準の緩和と共に、困窮度や特に入居抽選もれ回数を考慮した制度をつくること。さらに、子育て支援の観点から、子育て世帯に対する優先入居制度を設け対応すること。
8. 市営住宅への指定管理者について、日常的な指導・監督のもと市民サービスのより一層の向上を図ること。
9. 建設リサイクル法に基づく処理及び指導体制の充実を図るとともに、施設・建物の解体等にあたってはアスベストの飛散防止策を厳重に講じること。
10. 公営施設において太陽光発電システムの導入を図るとともに、個人住宅への導入についての補助を拡充すること。
11. 耐震構造基準の強化に対応できる態勢を整えるとともに、よりスムーズな建築確認申請手続きを進めること。

都市整備部関係

1. 改定された都市計画マスタープランの「歩いて暮らせるコンパクトな街づくり」を基本に、住環境・自然環境・産業振興にバランスのある土地利用を図ること。都市計画道路は、その必要性について時代に即応して検証・見直し、必要度の高い道路について計画的な整備を図ること。
2. 長野駅周辺第二土地区画整理事業は、市民の合意のもとに、長野駅東口の新しい顔と街づくりに向けて一層事業を推進し、長野駅東西の均衡ある開発

を進めること。

3. 住区基幹公園において、近隣・地区公園の整備を重点的に進め、市街地における緑のまちづくりを推進すること。また、災害時の避難場所として整備、維持、管理に努めること。
4. 長野中心市街地活性化は、善光寺周辺の世界遺産指定を視野に入れつつ、認定された「活性化基本計画」に基づき、商店街や地域住民とともに歩いて楽しい歴史のまちづくりを着実に進めること。さらに街中居住の一層の進展を図ること。
5. 長野市景観計画の実効ある運用を進めること。

教育委員会関係

1. 小中学校施設の耐震補強事業は最優先される事業として可能な限り早期に行うこと。
2. 小中学校の教職員が児童生徒と向かいあう時間を十分確保できるよう、30人学級の実現と教職員定数増を関係機関に働きかけること。
3. 障がいのある児童生徒の発達を保障するため、小中学校の特別支援教育支援員を増員すること。
4. 学校や学校復帰を前提とした適応指導教室・中間教室等に通えない子どもたちの居場所や保護者が相談できる場を設けること。
5. インターネットや携帯電話を利用する際の留意点について、児童生徒や保護者が学ぶ機会を設けること。
6. NPO等が行っている子どもからのSOSを直接受け止める電話相談等への支援を行うこと。
7. 図書館サービスの充実、格差解消に向け、歩いて行ける範囲に図書館分館網を確立する基本計画を策定すること。また、学校図書館を含めた司書の配置をはじめ、職員の資質向上を図るとともに、利用しやすい体制づくりをすること。
8. 「放課後子どもプラン」の実施にあたっては、保護者が留守のため生活の場として児童館・児童センターを利用する子どもたちが安心して過ごすことのできる環境、職員体制を確保すること。また、コーディネーター、地域におけるボランティア等の人材の育成、確保を急ぐとともに充実した助成を行うこと。
9. 22年度を目途に指定管理者制度を公民館に導入する予定とされているが、単なる地域住民の交流の場に留まらず社会教育の拠点として機能するよう、指定管理者のあり方、その選定と評価について十分な検討を行うこと。
10. 生涯学習センターを市民が生涯学習の拠点として活用できるよう、市民から広く運営委員を募り、魅力ある講座づくりを行うこと。

水道局（上下水道部）関係

1. 水道事業は公営が基本であり、安全で良質な水をより安く市民に供給することが水道事業の使命である。犀川浄水場の運転管理業務の民間委託にあたっては、「水の安全」を最優先する監督指導態勢を確立するとともに、浄水場業務の民間委託拡大は安易に行わず慎重に検討すること。
2. 地域水道ビジョンの策定にあたっては、市民参加と情報公開を徹底し、安全・安心・安定を基本としたビジョンとすること。
3. 水道水源の安全確保には万全を期すとともに、水環境保全条例の地域指定水源の保全整備を推進し、水質管理体制の強化に努めること。
4. 飯綱縄高原における無給水地域への上水道整備を促進すること。
5. 送・配水管の老朽管の布設替えを進め、破裂、漏水を未然に防ぐこと。
6. 汚泥処理については法令基準を上回る独自基準を確立し、より環境に配慮した適正な処理を図ること。
7. 民間委託された検針・徴収事務について、その効果を厳しく検証するとともに、法令順守違反については委託取り消しをはじめ厳正に対応すること。

防災及び消防局関係

1. 「長野市地域防災計画」に基づき、災害の危険区域箇所の総点検を実施し、災害に強い都市づくりのために自然環境保全を基本とした総合防災対策及び体制を確立すること。また、県と協議し「長野市地域防災計画」の中に原発事故等による原子力防災対策を盛り込み、対策を進めること。
2. 災害に強いライフライン（水・食糧・道路・交通・GPS通信）の確保と防災施設の充実、災害等に向けて本庁・支所における指揮、命令、情報の一元化を図ること。
3. 幼児・園児・児童・生徒・高齢者・障害者・傷病者など災害弱者対策に万全を期すとともに、災害時要援護者支援について平時から情報を共有し、要援護者一人ひとりの避難支援プランを策定すること。
4. AED（自動体外式除細動器）の設置について、学校をはじめ公共施設、スポーツ施設等への普及を促進すること。
5. 危険物災害の予防策として、施設の保安・保守・管理の徹底を図るため、査察体制を確立し、指導に万全を期すとともに、危険物災害を想定した訓練を実施し、即応体制の整備と市民への情報提供を行うこと。
6. 被災後の対応策として、ボランティアセンターの立ち上げ、ボランティア受入を含む、避難・生活支援・復興のシミュレーション訓練を取り入れること。また、あらゆる災害時に対応できるよう、市民および外国人に対する応急処置技術の普及啓発を積極的に進めること。

7. 消防局の機能強化を生かし、さらに消防・救急・救助活動機能を向上させるため、通信施設や装備・車輛等の適正配置を計画的に行うこと。また高規格救急車の増車を図るとともに、救急救命士の養成を計画的に進めること。
8. 耐震性防火水槽の整備を図るとともに、既設消火栓の早期完全点検と交換並びに消防分団各班に可搬車載ポンプ車の配置を積極的に進めること。
9. 救命率の向上を図るため、医療機関との連携を深め、救急高度化事業を積極的に推進すること。
10. 自主防災会単位の訓練を強めるとともに、助成措置を講じること。
11. 消防の広域化にあたっては、消防は市町村事務であるの基本に立ち、市民ニーズを把握し慎重に対応すること。

以 上